

令和7年度共同募金ボランティア団体・NPO法人福祉活動支援配分要綱

1. 目的

地域の多様なニーズにきめ細かく対応した福祉サービス事業に取り組むボランティア団体やNPO法人の活動を支援すること目的に配分する。

2. 受配者の資格要件

- (1) 会則・規約などが制定され、毎年度、予算・決算が行われていること。
- (2) 組織運営が会費、利用料で賄われていること。
- (3) 役員組織・監査体制が確立されていること。
- (4) 自治会や自治区の範囲を超えた福祉サービスを提供していること。
- (5) 社会福祉を目的として設立された団体で継続的な活動が見込まれる団体であること。

3. 事業実施年度 令和8年度

4. 配分事業

配分事業は福祉サービス提供の臨時費配分と、組織や団体の体制整備を支援する事業費配分の次ぎの二種類のうち、一事業を特定して配分する。ただし、臨時費配分は、配分を受けてから1年間を経過するまでは、配分の申請はできない。

(1) 臨時費配分

臨時費配分は、福祉サービスを提供するために必要な整備事業に、100万円を限度に事業費の90%以内を配分する。ただし、過去2か年にわたって相当な福祉活動の実績がある団体を対象とする。

①福祉サービスを提供するために必要な設備及び機器・備品等の整備事業

②福祉サービスを提供するための建物の改修等の事業

ア. 週3回以上定期的に福祉サービスを実施する建物の改修事業とする。ただし、福祉を目的としない事業及び介護保険事業にその建物を使用しない場合に限る。

イ. 法人所有の建物又は配分年度後5年以上の貸借契約を締結している建物の改修に限るものとする。ただし、貸借契約をしている建物は福祉サービス提供の機能強化に必要な建物内部の改修に限るものとし、原状回復等のための修理・修繕は対象としない。

(2) 事業費配分

事業費配分は、設立後間もない団体を支援するため、次の事業を対象に20万円を限度として配分する。ただし、最長3年間に限り、設立後5年以内の団体に対し配分する。

①福祉サービス提供従事者及び会員等を対象とした研修会・講演会の開催事業に配分し、対象経費は会場費、資料作成費、講師料とし、講師料は5万円を限度とする。

②団体活動を広くPRするための広報事業に配分し、広報紙・パンフレットの印刷費及びホームページ作製費とし、印刷機・パソコン機器等の機材購入費及びホームページ維持管理費は対象としない。